

# 板野町 地域福祉計画

【平成27年度～平成31年度】





# 目 次

## 第1章 基本方向

- 1. 計画の策定趣旨 . . . . . 1
- 2. 計画の概要 . . . . . 2
- 3. めざす方向 . . . . . 3

## 第2章 基本施策

- 第1節 わかりあい支えあい . . . . . 7
  - 1. 福祉の心の育成 . . . . . 7
  - 2. 地域で支える仕組みづくり . . . . . 10
  
- 第2節 その人らしさの尊重と自立支援 . . . . . 13
  - 1. 権利擁護の推進 . . . . . 13
  - 2. サービスの質の向上と利用者の  
視点に立ったサービス提供の促進 . . . . . 15
  - 3. 相談体制の充実と情報の共有 . . . . . 17
  
- 第3節 安心と共生 . . . . . 19
  - 1. ユニバーサルデザインの視点に立った  
まちづくりの推進 . . . . . 19
  - 2. 安心・安全な地域づくりの . . . . . 21

## 関係資料

# 第1章 基本方向

## 1. 計画の策定趣旨

平成12年の社会福祉法の改正により「地域福祉の推進」がより明確化され、行政は公的サービスを提供するだけでなく、住民が自ら参加して地域の様々な生活課題を把握し、この課題を行政と住民が協働して解決する取り組みを示した「地域福祉計画」を策定することが求められました。

これまでの福祉は、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉といった対象者別の「福祉の枠組み」ごとに対応してきました。しかしながら、児童福祉においても、従来からの保育行政を主体とする子育て家庭への支援だけでなく、すべての子ども、すべての子育て家庭を地域社会全体で支援する「子育ての社会化」が求められています。障がい福祉の分野においても、施設・病院から地域・在宅生活への移行、雇用・就労の促進といった観点から、地域での自立生活の支援が不可欠となっています。

多様化する福祉ニーズに対応し、住民が生涯にわたって安心して地域で生活できるようにするために、福祉行政の役割は一層重要となるとともに、住民同士の自主的な助けあい、支えあいの意義や必要性がますます大きくなっています。

地域福祉計画は、住民のだれもが人としての尊厳を持って、障がいの有無や性別・年齢等にかかわらず、家庭や地域の中で、自分らしく安心して暮らしていけるようにするため、住民に最も身近な行政主体である町が、地域住民をはじめ関係機関や関係団体等との協働のもとで、地域における様々な地域課題を解決するための仕組みや方向性を示すものとして策定するものです。

□(参考)社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

## **2. 計画の概要**

---

### **(1) 計画の位置づけ**

本計画は、平成 15 年 4 月施行の社会福祉法第 107 条に示された「市町村地域福祉計画」として策定します。

### **(2) 各種計画との関連**

計画の策定にあたっては、町の最上位計画としてまちづくりの方向を示す「第五次板野町振興計画」の基本構想に則し、その中で保健福祉部門の基本施策を示した「板野町総合保健福祉計画」の中核をなす地域福祉分野の計画として、関連計画と調整を図りながら策定しました。

また、各市町村に通ずる広域的な見地から策定された、徳島県地域福祉支援計画(とくしま“福祉のきずな”サポートプラン)との調整にも努めました。

### **(3) 計画期間**

平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間として推進します。

### **(4) 計画の策定・推進**

策定にあたっては、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について担当課及び関係課で把握・点検を行うとともに、板野町総合保健福祉計画策定にむけて関係団体等に意見をいただきながら取り組みました。

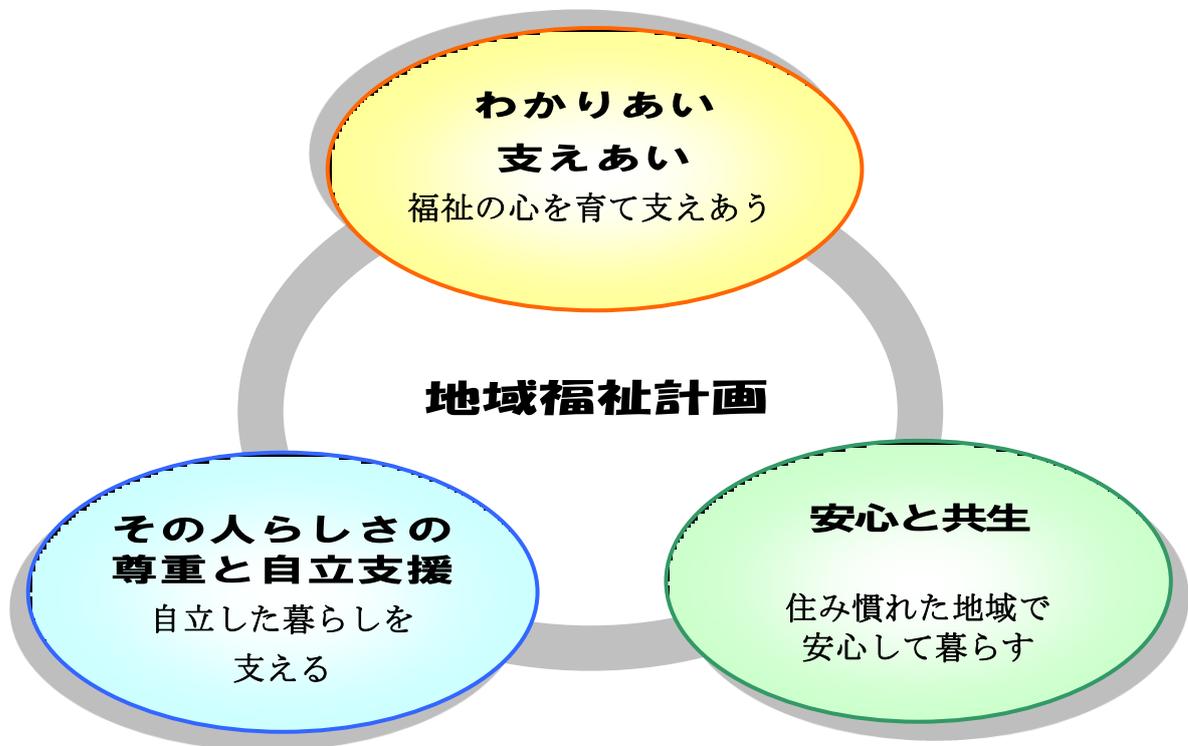
また、保健・医療・福祉・教育関係者や町内の関係団体の代表者等の参画により「板野町総合保健福祉計画策定委員会」を組織し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

今後は、計画の着実な推進を図るため、「板野町健康福祉のまちづくり推進協議会」において、定期的に進捗状況の把握と点検に努めます。

### 3. めざす方向

#### (1) めざす方向

みんなで支え合う安心な暮らしの仕組みづくり



#### (2) 基本的視点

福祉ニーズは今後もさらに増大・多様化すると考えられます。高齢者分野では、介護が必要な人の割合の上昇が見込まれ、老老介護や認知症など介護環境の課題への対応が求められています。また、介護になる状態を予防したり、介護が必要な状態を進めないようにする介護予防の取り組みが広がりをみせています。障がい者分野では、障害者総合支援法により、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが目的とされました。子ども子育て分野では、少子化が進むなか保育サービスニーズの多様化、支援が必要な子ども・家庭の増加などが見込まれます。加えて、青少年や中高年層では、生活不安、ストレスの増大、家庭内暴力や虐待、ひきこもり等の新たな課題も顕在化しています。

これに対応していくためには、行政やサービス事業者の対応に加え、分担したり、連携しあって取り組む手法が不可欠です。

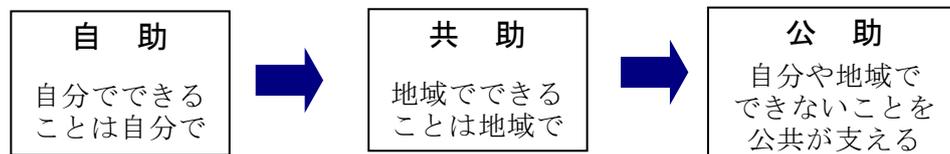
まず、住民の自助努力と、住民同士・地域での共助が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するということが前提と考えられます。

このような共助の重要性は、平成 20 年の厚生労働省研究会報告「これからの地域福祉のあり方に関する研究会の報告」にも示されています。

#### □基本的視点

地域福祉の推進（社会福祉法第4条より）：

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



### (3) 基本目標

#### 基本目標 1 わかりあい支えあい

##### 福祉の心を育て支えあう

住民が「困ったときはお互い様」の気持ちでいられることが、地域コミュニティを育て、支えあい安心して暮らせる地域といえます。福祉の心を育て、交流活動への参加を促進し、わかりあって支えあえる地域をめざします。

#### 基本目標 2 その人らしさの尊重と自立支援

##### 自立した暮らしを支える

生活水準の向上や情報技術の発展等により、住民の生活の周りにはあらゆるものや情報があふれています。保健福祉サービスにおいても、様々なサービスが提供され、またサービス利用の仕組みも契約に基づく利用制度へ移行されました。このような変化のなか、サービスが必要な人がサービスを利用しながら自立した暮らしを営めるように支援する体系づくりが重要です。

すべての人が、自分に合った適切なサービスを選択し、自己決定できるよう、必要な支援を行うとともに、保健福祉サービスの評価、苦情処理体制の確立等を図り、保健福祉サービスの質の向上をめざします。そして、利用者がニーズに合った適切な保健福祉サービスを利用し、自分らしく自立して生活できるまちづくりを進めます。

#### 基本目標 3 安心と共生

##### 住み慣れた地域で安心して暮らす

バリアフリー化とユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進により、障がい者や高齢者だけでなく、すべての人が生活しやすい生活環境や居住環境の整備を進めます。

また、災害時等に備えて取り組んでいる地域の自主防災組織の育成を継続して支援するとともに、地域において支え合えるシステムの運用に取り組みます。

コミュニティ：  
同じ地域に居住して利害を共にし、暮らしで深く結びついている社会・共同体

ユニバーサルデザイン：  
製品、建物、環境等を障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方。

## 第2章 基本施策

### みんなで支え合う安心な暮らしの仕組みづくり

#### わかりあい支えあい

福祉の心を育て支えあう

##### 1. 福祉の心の育成

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 交流活動・啓発活動の推進

##### 2. 地域で支える仕組みづくり

- (1) 地域福祉活動の環境整備
- (2) 地域を支える人づくりの推進
- (3) 多様な福祉人材の育成

#### その人らしさの尊重 と自立支援

自立した暮らしを  
支える

##### 1. 権利擁護の推進

- (1) 権利擁護事業の推進
- (2) 虐待等の防止対策の推進

##### 2. サービスの質の向上と利用者 の視点に立ったサービス提供 の促進

- (1) 福祉サービスの質の向上
- (2) 苦情処理体制の確立

##### 3. 相談体制の充実と情報の共有

- (1) 相談体制の充実
- (2) 保健福祉サービスの情報提供  
の充実

#### 安心と共生

住み慣れた地域で安心  
して暮らす

##### 1. ユニバーサルデザインの視点 に立ったまちづくりの推進

- (1) バリアフリー化の促進
- (2) 居住環境の整備

##### 2. 安心・安全な地域づくりの 推進

- (1) 地域の防災対策の推進
- (2) 安全対策の実施

# 第1節 わかりあい支えあい

## 1. 福祉の心の育成

### ◆現状・課題◆

年代や障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いを認めあい、支えあえるように、子どもの頃からの福祉教育の充実や、意識啓発、また地域交流等を促進し、地域で共に支えあうまちをめざして推進していくことが重要です。

これまでも、板野町社会福祉大会（以下「町社会福祉大会」という）や板野町障がい者ふれあい大会（以下「町障がい者ふれあい大会」という）を開催したり、福祉講座等の開催や広報活動を行っていますが、あらゆる機会を通じた意識啓発により、住民一人ひとりが地域福祉に対する関心を持って支えあいながら暮らせるように推進していくことが課題です。

### ◆取り組み◆

#### (1) 福祉教育の推進

##### ① 学校での福祉教育の推進

学校教育における福祉教育の充実を図り、子どもの頃から福祉に関心を持ち、自らで考え行動できる力を養います。福祉教育推進モデル校を指定して推進するとともに、継続して福祉教育が取り入れられるように板野町社会福祉協議会（以下「町社協」という）等と協力しながら取り組みます。

##### ② 生涯学習における福祉教育の推進

生涯学習の機会を通じ、地域福祉活動に関心を持ち、参加と協力が得られるよう、福祉教育を推進します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①学校教育における福祉教育の充実	福祉教育推進協力校への支援	子どもの頃から福祉に関心が持てるよう、福祉教育推進協力校を支援する。	福祉保健課 町社協
	障がい者等、支援を必要とする人への正しい認識と福祉教育の推進	学校教育における福祉教育の充実を図り、子どもの頃から福祉に関心が持てるように努める。	福祉保健課 町社協
	町内小、中、高等学校等での福祉教育の推進	町社協と協力しながら、町内小・中・高等学校等と連携し福祉教育を進める。	福祉保健課 町社協
②生涯学習における福祉教育の推進	各種福祉講座の開催	生涯学習の機会を通じ、地域福祉活動に関心を持ち、福祉教育の推進に努める。	福祉保健課 町社協

◆地域の取り組み◆

○住民は生涯学習や文化活動に積極的に参加するとともに、地域で年代を超えて参加できる趣味のグループ活動等に取り組んでみましょう。

(2) 交流活動・啓発活動の推進

① 町社会福祉大会・町障がい者ふれあい大会など交流活動の推進

町社会福祉大会や、町障がい者ふれあい大会、福祉講座の開催等により、住民が福祉について考える機会、共に過ごす機会を確保して、参加を促進します。町広報紙等の活用など、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。

② 町内にある特別支援学校（養護学校）や社会福祉施設等との交流

町内に板野支援学校（板野養護学校）や社会福祉施設等があることを活かし、積極的に交流活動ができるよう支援します。ふれあい活動を通して、お互いを理解し、正しい知識を身につける機会となるように努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①町社会福祉大会、町障がい者ふれあい大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町社会福祉大会の開催</li> <li>・町障がい者ふれあい大会の開催</li> <li>・各種福祉講座の開催</li> <li>・広報活動の推進</li> </ul>	今後もあらゆる機会を通じて、福祉に対する関心と共通理解を深め、福祉の心が芽生えるよう、啓発活動に努める。	福祉保健課 町社協
②町内にある特別支援学校（養護学校）や社会福祉施設等との交流	板野支援学校（板野養護学校）体育祭へボランティアを派遣していた。	町内に支援学校や社会福祉施設等があることを活かし、積極的に交流活動ができるよう支援する。	福祉保健課 町社協
	町障がい者ふれあい大会の開催。毎年度1回開催。	今後も継続して開催し、参加を促進する。	福祉保健課 町社協

◆地域の取り組み◆

- 地域での交流を活発にするため、自治会をはじめ各種地域団体は、世代間交流をはじめ、障がいのある人や外国人との交流の機会づくりなど、内容を工夫しましょう。
- 地域で子どもや学生、子育て中の保護者、障がいのある人、高齢者等が気軽に集まれる場所を探してみましょう。
- 社会福祉法人等では、施設の地域開放など地域住民との交流機会づくりを進めましょう。
- 町や町社協のお知らせに目をむけ、行事や活動の状況や予定を見てみましょう。近所や知り合いの人と参加してみましょう。

## 2. 地域で支える仕組みづくり

### ◆現状・課題◆

核家族化や少子・高齢化は板野町においてもみられ、世代間の交流も少なくなり、地域コミュニティの機能の低下が懸念される面が見受けられます。また、転入者と以前からの居住者双方が地域に知らない人がいる状態であったり、地域の住民活動への参加が難しくなることも想定されます。

しかし、共に支えあえるまちづくりには、地域コミュニティの重要性を再認識して地域活動のための拠点整備や支援が重要となっています。また、それぞれの地域でのリーダーやボランティア等、地域福祉活動の核となる人材の育成や団体の活動に対する支援を行っていくことも必要です。

自分が暮らす一番身近な地域において、お互いに支援を必要とする時に、ともに助け合い、支えあえるまちをめざしていくためには、地域コミュニティ機能の再生・強化等により、地域で支えあう仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材の育成や、相互の連携を深め、ボランティア活動等の支援を行い、地域福祉活動の推進を図ります。

### ◆取り組み◆

#### (1) 地域福祉活動の環境整備

##### ① 住民福祉活動組織等の設置

町内すべての地域において住民福祉活動の基礎となる自治会組織等を設置をめざします。

住民自治組織のない地域においては活動組織の設置を促進し、その他の地域では住民自治組織の再編等を検討するなど、それぞれの地域において住民による自主的な運営が行えるよう、活動を支援します。

##### ② 地域福祉活動の拠点整備

地域にある公共施設等を地域福祉活動の拠点として整備を行い、活用を促進します。

##### ③ 町社協活動の充実

町社協を地域福祉の中核を担う存在として、一層の体制・機能の充実を支援します。また、町社協が各地区の福祉活動を支援し、「地域福祉活動計画」の実施による地域福祉活動の推進を支援します。

## ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① 地域福祉活動の環境整備	・住民福祉活動の単位(住民自治組織の地区)の設定 ・住民福祉活動の組織(住民自治組織)の設定・再編に取り組んでいる。	地域の実情をふまえながら、住民自治組織の設定、設置、再編を図る。	福祉保健課 町社協
③ 町社協活動の支援	「板野町地域福祉活動計画」に基づき活動を実施している。	・町社協を地域福祉の中核として、地域での活動を支援する。 ・町社協で地域福祉活動計画の策定に努める。	福祉保健課 町社協

## ◆地域の取り組み◆

- 地域の自治会館や集会所を交流の場として広く活用できるように、管理や運営方法についてみんなで話しあいましょう。
- 町社協の地域での活動に関心を持って、参加しましょう。

## (2) 地域を支える人づくりの推進

### ① 地域での活動の支援

地域福祉活動を担う民生委員・児童委員や各種相談員、各種団体等の活動支援を行うとともに、各種相談員、団体等のネットワークを強化し、相互に情報交換、連携を図り、より効果的な支援体制づくりを行います。

また、地域福祉の担い手となる人材育成やボランティアの育成と、活動支援に努めます。

### ② 各種団体の育成、活動支援

地域福祉に関連する各種団体やボランティア団体の活動を支援し、自主的な運営、活動の活性化を支援します。

### ③ ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの機能の充実を図り、ボランティア活動に関する情報提供、連絡・調整を支援するとともに、ボランティア活動について町広報紙等で紹介するなど周知を図ります。

また、各種講習会などを通じ、手話通訳者等の専門知識を有する方や、その他の活動を行うボランティアの養成に努め、活動の場を拡充していきます。

ボランティア活動の拠点となる場所の確保について検討します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①民生委員・児童委員等の活動支援	民生委員・児童委員、障がい者相談員、人権擁護委員、友愛訪問員、行政相談員などが地域での相談等を吸い上げつなげている。 各種講習会を行っている。	・各種委員が活動を行う上での課題の把握に努め、円滑な活動を行える環境づくりを進める。 ・各種委員の活動に参考となる講習会の開催に努める。	福祉保健課 町社協
②各種団体の育成と活動支援	町社協が各種団体の事務局をすることにより、各種団体がそれぞれの活動に専念できるようにしている。	各種団体が自主運営できるように活動を支援し、自主的な運営、活動の活性化を支援する。	福祉保健課 町社協
③ボランティア活動の推進	・ボランティアセンター機能の充実 ・ボランティアの育成 ・養成講座の受講からサークルを紹介している。	・ボランティア担当の職員が各種の研修を受講することにより、最新の情報を提供できるようにする。 ・各種講習を開催し、各種ボランティア活動に興味を持ってもらえるように努める。 ・ボランティアの活動の場を広げられるように取り組む。 ・ボランティア活動の拠点となる場所の確保を検討する。	福祉保健課 町社協

◆地域の取り組み◆

- 自分の地区の民生委員さんを知りましょう。
- ボランティア活動に参加してみましょう。

(3) 多様な福祉人材の育成

① 福祉人材の育成と多様な担い手の育成

介護職などの人材不足はサービスを利用者にとって不安が大きく、社会問題になっています。このようなことをふまえ、町内の福祉サービスを提供する事業所等の状況を把握するとともに、必要な情報提供に努めます。

また、NPOや関係団体等には相談や情報提供に努め、活動を支援するとともに、ボランティア等のネットワークづくりに取り組みます。

NPO:  
non-profit organization の略。ボランティア活動などに取り組む営利を目的としない民間団体。

## 第2節 その人らしさの尊重と自立支援

### 1. 権利擁護の推進

#### ◆現状・課題◆

誰もがひとりの人間としての尊厳を保持でき、措置制度から利用制度への移行により、福祉サービスは利用者自らが、より自分に合ったサービスを選択し、利用できるようにすることが目標であり、そのための条件や環境整備が進められてきました。

このような制度が適切に活用され、自分らしく自立して生活できるためには、福祉サービスに関する情報提供が十分に行われる必要があるとともに、総合的な相談体制の充実、福祉サービスの利用援助等、利用者の自己選択、自己決定のための支援が必要です。あわせて、苦情処理体制の確立、サービス評価の取り組みの推進により、福祉サービスの質の向上を図り、よりよい福祉サービスが提供されるよう取り組んでいくことが課題です。

#### ◆取り組み◆

#### (1) 権利擁護事業の推進

##### ① 人権教育の推進

ノーマライゼーションの理念を啓発するとともに、全ての人が人としての尊厳を保持することができるように、人権に関する啓発活動を推進します。

##### ② 福祉サービスの利用支援

福祉サービスの利用に際し、適切な自己選択、自己決定を支援するため、福祉サービスに関する情報提供を十分に行うとともに、総合的な相談援助体制を確立します。

また、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方については、成年後見制度の活用や日常生活自立支援事業の利用により、福祉サービスが適切に利用できるように、板野町地域包括支援センター、相談支援事業所や町社協等と連携のとれた対応に努めます。

ノーマライゼーション：  
障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ正常(ノーマル)な社会であるという考え方。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①人権教育・人権擁護活動の推進	人権に関する教育活動、人権擁護委員などの地域での活動が行われている。	すべての人の人権が尊重されるよう、学校や地域で継続して実施する。	人権コミュニティ課 町社協
②日常生活自立支援事業、成年後見制度の周知と利用	日常生活自立支援事業の相談等に対応し、利用を支援している。	今後も継続して、利用者が安心して利用できるように対応する。	町社協 福祉保健課
	成年後見制度の周知に努めている。	制度の周知に努め、問い合わせがあれば相談に対応する。	町社協 福祉保健課

◆地域の取り組み◆

○人権に関して考える機会をもちましょう。

(2) 虐待等の防止対策の推進

高齢者への虐待、児童への虐待、男女間の暴力などを未然に防ぐため啓発するとともに、相談体制を拡充して適切な対応に努めます。

◆地域の取り組み◆

○地域で暴力を許さない姿勢をもちましょう。

## ◆現状・課題◆

社会福祉基礎構造改革の中で、福祉サービスが行政による措置制度から利用者と事業者の対等な契約による利用制度へ移行されました。このことにより、利用者自らが自分に合ったサービスを利用できるようになりました。

これに対応し、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なため、この選択、決定が困難な方が、福祉サービスを利用できないといったことがないように、福祉サービスの利用援助を行うとともに、自立して生活できるための多面的な支援が必要です。

そのためには、福祉サービスの利用において、適切なサービス提供が行われない場合の苦情解決体制の確立、さらに、サービス評価の取り組みを進め、福祉サービスの質の向上を図り、よりよい福祉サービスが提供されるよう充実を図らなければなりません。

## 2. サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進

### ◆取り組み◆

#### (1) 福祉サービスの質の向上

##### ① サービス評価の推進

事業者自らのサービス評価はもちろん、第三者評価が積極的に活用され、福祉サービスの充実、人材育成を含め、サービスの質の向上が図られるよう、サービス評価への取り組みを促進します。

##### ② 福祉関係職員の質の向上

町内の福祉関係施設への情報提供とともに、研修の場などを案内します。福祉関係施設での研修等とあわせて各種研修や情報提供などにより、携わっている職員の質の向上にむけた取り組みを支援します。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
① サービス評価の推進	介護保険の地域密着型サービスにおいて、事業者の外部評価(県社協)を行っている。	サービスの質の向上に資する、外部評価の導入の促進に努める。	福祉保健課

### ◆地域の取り組み◆

○身近な地域で福祉サービスを提供している事業所を知り、活用しましょう。

## (2) 苦情処理体制の確立

福祉サービスの利用において、適切なサービスが提供されない場合等の事業所内での苦情解決体制が確立されるように働きかけます。また、「徳島県運営適正化委員会」（事務局：徳島県社会福祉協議会）と連携し、早期に適正に解決され、福祉サービスの質の向上が図られるように努めます。

### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
苦情解決体制の確立	福祉サービス苦情解決体制の整備。	今後も継続して、周知活動を行う。	町社協

### ◆地域の取り組み◆

○苦情解決制度や窓口を知りましょう。

### 3. 相談体制の充実と情報の共有

#### ◆現状・課題◆

保健や福祉の課題は広範囲にわたり、関連する相談窓口の確保に努めていますが、住民にとっては「どこで何の相談を受ければいいのかわからない」という気持ちを持っていることも考えられます。また、身近な地域で気軽に相談できる人や場とともに、より専門的な相談や指導を受けたいという人など、相談に対するニーズも複雑・多様化しています。

相談窓口は役場と町社協で主に担当していますが、介護保険や障がい福祉の事業者で対応するケースも増え、住民にとっては複数の窓口ができましたが、一度で解決できない場合や継続して関わりが必要なケースもみられます。

また、相談とあわせて情報提供も重要な課題であり、必要なときに必要な福祉サービス等の情報が入手しやすいことや、適切な福祉サービスを選択しやすくすることが求められています。きめ細かい情報提供に努めていますが、わかりにくい点や制度の変更点もあり、継続して取り組んでいくべき重要な課題の一つです。

#### ◆取り組み◆

##### (1) 相談体制の充実

役場窓口での相談と、心配ごと相談所をはじめとする各種相談事業の充実を図るとともに、保健福祉に関する各種相談の効率的な実施に向け、実施体制の見直しや連携を図り、総合的な相談援助体制の確立をめざします。

また、各種相談員、相談機関のネットワークを構築し、相互の情報交換や連携を図るとともに、関係機関との連携により、適切な相談援助活動が行えるようにします。

#### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・心配ごと相談所事業を月4回開設しており、第3水曜の法律相談は弁護士が同席するため相談者が多い。</li><li>・消費生活相談所事業は平日開設しており、その利用のしやすさから、多種多様な相談がなされ、相談者も多い。相談内容により地域包括支援センター等との連携も行っている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・心配ごと相談所では、日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うとともに、その問題解決に努め住民の福祉サービスの向上を図る。</li><li>・消費生活相談所では、電話・来所による相談受付に加え、来所が難しい相談者には訪問相談を行う。また、定期的に講座を開催し、情報の提供・交換を行うほか、講師を招いてより専門的な知識の</li></ul>	福祉保健課 産業課 町社協

		普及に努める。自分の身を自分で守れる消費者の育成をめざす。 ・役場窓口での相談について、適切な対応に努める。	
--	--	---	--

◆地域の取り組み◆

○相談できる窓口があることを知りましょう。

(2) 保健福祉サービスの情報提供の充実

町広報紙、社協だより等、あらゆる広報機会を通じて、保健福祉サービス情報を適切に提供するとともに、AIテレビやインターネット等の多様な提供手段の活用促進や、障がい等に配慮した情報提供の実施により、すべての住民が必要に応じて情報を得ることができるように努めます。

また、保健福祉サービスの情報の入手、各種手続き等が、より行いやすくなるよう、町ホームページの充実、電子窓口サービスの導入等についても検討します。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
保健福祉サービスの情報提供の充実	・町広報紙、社協だより等での保健福祉情報の提供 ・AIテレビ、インターネット等、各種メディアの活用 ・障がい等に配慮した情報提供の実施	町ホームページの適時の更新と、だれもが利用しやすいホームページの作成に努める。提供手段の拡充を検討しながら、適切な情報提供に努める。	福祉保健課 町社協

◆地域の取り組み◆

○町の広報紙、社協だより等を見てみましょう。

## 第3節 安心と共生

### 1. ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

#### ◆現状・課題◆

障がいのある人や高齢者、子どもなどに配慮し、だれもが利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりが求められています。道路や公共施設だけでなく、生活環境全般にわたり、民間の公共的施設についても利用しやすいように整備を働きかける必要があります。これまでも公共施設等のバリアフリー化、多目的トイレの設置を含め整備を進めてきましたが、既存施設では福祉的配慮が不足している施設も残されている状況がみられます。

今後は、高齢者や障がいのある人、子どもづれをはじめ住民全体が活動しやすくなるように、町内の公共施設や道路等のバリアフリー化の検討を順次進め、社会生活を営む上での様々な障壁を減らして、快適な生活環境となるように取り組むことが課題です。そして、そのためにはユニバーサルデザインの視点に立ち、住民全体にも関わる課題であることを啓発していくことも重要です。

#### ◆取り組み◆

##### (1) バリアフリー化の促進

###### ① 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障がい者はもちろん、すべての住民が利用しやすく活動しやすいまちをめざし、バリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの考え方を啓発します。

また、公共施設や道路等の整備においては、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に立った整備・改修を促進し、人にやさしいまちづくりを進めます。

###### ② 公共施設、道路などのバリアフリー化の推進

道路、公共施設の改修・整備、交通機関の改善等を進め、バリアフリー化を進めます。あわせて、施設へのアクセスの向上に努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
バリアフリー化の推進	必要性をふまえて改修等に取り組んでいる。	既存施設については、高齢化する本町の実情をふまえ、引き続きバリアフリー化に努める。	福祉保健課
ユニバーサルデザインの推進	新規施設については推進されている。	まちづくり計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進に努める。	福祉保健課

◆地域の取り組み◆

- 道路や歩道で不法駐車や不法駐輪など、通行の妨げになる行為をなくしましょう。
- 定められた駐車スペースを利用しましょう。
- 使いやすい施設や設備は譲り合って利用しましょう。

(2) 居住環境の整備

① 住宅改造・改修の助成

障がい者や高齢者等が居住する住居のバリアフリー化等の改造や改修を行う場合に、その費用の一部を助成します。

② 公営住宅のバリアフリー化

必要性をふまえてバリアフリー化など居住環境の向上のための改修等に努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
①住宅改造・改修への助成	介護保険サービスでの住宅改修と重度身体障害者住宅改造助成事業を実施している。	制度の周知に努め、利用を促進する。	福祉保健課
②公営住宅のバリアフリー化	老朽化している住宅も増えているとともに、入居者の高齢化等もみられる。	入居者の高齢化をふまえながらバリアフリー化に努める。	建設課

◆地域の取り組み◆

- 悪質な住宅リフォーム業者からの被害を防止するため、一般的な改修費用について情報を得るとともに、消費生活相談所等に相談しましょう。

## 2. 安心・安全な地域づくりの推進

### ◆現状・課題◆

高齢者や障がいのある人は災害などで被害者となる可能性が高く、地震や火事などの災害に対する不安を訴える人も多くみられます。切迫する「南海トラフ巨大地震」への備え、安心・安全な地域づくりのため、自主防災組織の組織化を進め、組織結成率は90%を超えています。並行してサポートマップ（保健福祉マップ）づくりに取り組んでおり、今後はより多くの地域の人に関わりながら、把握した要配慮者への地域での見守り活動や、サポートマップを活かして自主防災組織を育成することが課題です。

### ◆取り組み◆

#### (1) 地域の防災対策の推進

- ① サポートマップ（保健福祉マップ）を活用した自主防災体制の拡充  
身近な地域において、力を合わせて災害に対応できるよう、「サポートマップ（保健福祉マップ）」を活用して自主防災組織の活動を強化し、情報提供や避難場所や方法の周知など、自主的な防災体制の拡充を図ります。
- ② 自主防災組織との連携  
住民福祉活動組織（住民自治組織）の再編と合わせ、すべての地域に自主防災組織を設置するとともに、災害発生時において、迅速な活動が行えるよう、防災訓練等を実施します。
- ③ 要援護者の情報把握等の取り組み  
災害時要援護者登録制度による登録を積極的に進めるとともに、要介護認定情報や障がい支援区分情報等の活用、民生委員・児童委員等の協力による要援護者情報の把握に努めます。また、定期的に要援護者情報の更新を行います。
- ④ 要援護者の支援  
民生委員・児童委員と老人クラブ・友愛訪問員による独居老人宅等への訪問を行います。町の防災訓練時、要援護者宅を民生委員・児童委員が訪問し、安否確認訓練を実施します。  
また、災害時には災害対策本部の要請等により、民生委員・児童委員の連絡網により安否確認を行います。事前に登録している地域支援者による安否確認、情報伝達についても支援します。
- ⑤ 要援護登録制度登録者に対する避難支援プラン（個別計画）

災害時要援護者登録制度の登録された一人ひとりの支援について、具体的な避難方法等をあらかじめ定めておく避難支援プラン（個別計画）策定の推進を図る。

⑥ 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法等の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから、関係課と調整を図り災害時には適切に利用されるよう作成に努めます。

◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
地域防災対策の推進	自主防災組織との連携。	すべての地域に自主防災組織の設置をめざす。	総務課 町社協
	サポートマップ(保健福祉マップ)の作成に取り組んできた。	サポートマップ(保健福祉マップ)の活用により、要援護者のより一層の把握に努め、見守り活動の強化を図る。	町社協 福祉保健課
災害時要配慮者対策の確立	災害時要配慮者支援対策マニュアルづくり。	災害時要援護者登録制度の普及活動として、民生委員・児童委員と連携を図り、一人でも多くの要援護者対象者を把握し、制度登録者の増加につなげる。	町社協 福祉保健課
	平成 21 年度に災害時要配慮者登録システムを確立。		町社協 福祉保健課

◆地域の取り組み◆

- 地域で自主防災組織を作り、高齢者や障がいのある人なども一緒に防災訓練を行うようにしましょう。
- 地域に住むひとり暮らし高齢者や障がいのある人などを把握し、災害時の避難や安否確認についてどのようにするのか、どのような支援が必要なのかなどを把握しておきましょう。

(2) 安全対策の実施

① 交通安全活動の推進

交通事故の防止等の交通安全対策や、防犯や犯罪被害に遭わないための取り組みや情報提供に努めます。

児童、高齢者等に対する交通安全教室を開催し、交通事故の防止等、交通安全対策を進めます。

② 子どもの見守り活動の推進

老人クラブや板野町民生委員・児童委員協議会(以下「町民児協」という)が中心となって、子どもの見守り活動が行われており、地域で地域を守る活動を支援します。

### ③ 防犯対策の推進と不審者などの情報提供

詐欺、悪徳商法なども含め様々な犯罪による被害を防ぐために、地域での見守り体制等の取り組みを進めるとともに、町消費生活相談所等関係機関との連携のもと、あらゆる広報等の機会を通じ、被害に遭わないための対策等、必要な情報提供を充実します。

#### ◆主な施策・事業◆

施策	事業概要	今後の取り組み	担当課
安全対策の実施	・交通安全教室の開催。老人クラブ、町児童館で実施。 ・老人クラブによる、「子ども見守り隊」、町民児協によるスクールガードの実施。月3回、3小学校で1回ずつ実施。(ただし、長期休業期間中は除く。)	児童、高齢者等に対する交通安全教室を開催し、交通事故の防止等、交通安全対策を進める。また、老人クラブや町民児協が中心となって、子どもの見守り活動が行われており、地域で地域を守る活動を支援する。	町社協 (老人クラブ・町民児協)

#### ◆地域の取り組み◆

○地域から子どもの連れ去りなどの犯罪を防止するため、地域住民や地域団体等による防犯パトロールなどを進めましょう。

# 関 係 資 料

## □各種相談員等の人数

	平成 25 年度末
民生委員、児童委員、主任児童委員	38 人（主任児童委員 3 名含む）
友愛訪問員	42 人
行政相談員	2 人
人権擁護委員	5 人

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
障がい者 相談員	身体障がい者相談員	3 人	3 人	3 人
	知的障がい者相談員	1 人	1 人	1 人

## □ボランティアの登録状況

平成 24 年度	平成 25 年度
9 グループ 登録者 126 人	9 グループ 登録者 115 人

（町社協・福祉保健課）